

## 入 札 公 告

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和7年12月19日

村田町長 大 沼 克 巳

### 1 条件付一般競争入札に付する工事

(1)工 事 名 令和7年度 薄木地区産業用地造成工事（第1工区）

(2)施工場所 柴田郡村田町大字薄木 地内

(3)工 期 契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで

(4)工事概要

敷地造成 一式

掘削工 掘削  $V = 60,080 \text{ m}^3$

盛土工 路体盛土  $V = 28,400 \text{ m}^3$

雨水排水設備工 調整池工 一式

側溝工  $L = 730 \text{ m}$

現場打集水桝  $N = 20 \text{ 基}$

舗装工 アスファルト舗装工 コンクリート舗装工 一式

(5)支払条件 前払いは40%以内

中間前払い20%以内

この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定に基づく債務負担行為としているものである。当該債務負担行為に係る請負代金の支払限度額及び出来高予定額は以下のとおりとする。

1 各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）

令和7年度 （契約額の70.0%）円

令和8年度 （契約額の30.0%）円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額

令和7年度 （契約額の77.8%）円

令和8年度 （契約額の22.2%）円

当該債務負担行為に係る年度割りについては、予算の議決により変更するものとする。

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加できるのは、令和7・8年度村田町競争入札参加資格の承認を受けた者で、入札時において以下に掲げる要件を全て満たした者とする。ただし、入札時までに入札参加資格要件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。

- (1) 柴田郡内、刈田郡内、白石市、角田市、岩沼市、名取市内に本社（店）又は営業所を有する者、かつ、本社から業務を委任されている者。
- (2) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の「土木一式工事」の総合評定値（P）が、850点以上で、かつ1級技術者が10人以上（本社（店）を村田町内に有する場合は700点以上で、かつ1級技術者が3人以上）であること。
- (3) 公告日より起算して過去20年以内に、国、地方公共団体、公団等が発注した土工量30,000m<sup>3</sup>以上【※】の土木一式工事を受注し実績があること。  
【※土工量：掘削・盛土・運搬の一事業あたりの延べ総土量】
- (4) 土木一式工事の経験を有する監理技術者又は、主任技術者を工事現場に専任で配置できること。
  - ① 監理技術者資格者証並びに同講習修了証の写し（表面・裏面）を添付すること。
  - ② 配置予定技術者は直接的かつ恒常的雇用関係にある者で入札（開札）日時点において3カ月以上の雇用関係にある者であること。
  - ③ 雇用関係を確認できるものの写し。
  - ④ 入札参加資格承認申請書提出時点で、他工事の監理技術者又は主任技術者として配置されていないこと。
- (5) 国・宮城県・村田町から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (7) 村田町建設工事条件付一般競争入札実施要綱によるものとする。
- (8) 村田町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年村田町告示第52号）別表の措置要件のいずれかに該当する者でないこと。
- (9) 当該工事に係る仕様書、設計図書を閲覧し、現場説明閲覧調書を提出すること。  
**※現場説明閲覧調書の提出が無い場合は、入札に参加できません。**  
**（令和8年1月15日（木）まで提出すること）**

### 3 入札参加の申請等

入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、入札参加資格の審査及び資格承認を受けなければならない。

#### (1) 提出書類

- ① 入札参加資格承認申請書（様式第1号）
- ② 上記①の申請書に次の書類を添付すること。
  1. 入札参加資格審査資料（様式第1号資料）
  2. 建設業許可証明書の写し
  3. 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
  4. 施工実績があることを証明する書類（誓約書等の写し）
  5. 配置予定技術者が資格要件を満たしていることを証明する書類資格（資格証等の写し）
  6. 申請者の所在地及び名称を記載し、切手を貼付した返信用封筒1通

(2) 受付期間及び時間

令和7年12月19日（金）から令和8年1月15日（木）までの土曜日、日曜日及び祝祭日（以下「休日等」という。）を除く日の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(3) 提出部数

2部（正本1部、副本1部）持参すること。（郵送受付は行わない。）

(4) 提出先

宮城県村田町役場 本庁舎2階 財政課

4 申込書類の配布場所及び期間

(1) 配布場所

宮城県村田町役場 本庁舎2階 財政課  
（村田町のホームページからも入手可）

(2) 配布期間及び時間

令和7年12月19日（金）から令和8年1月15日（木）までの休日等を除く日の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

5 参加資格の審査等

(1) 入札参加資格の審査結果については、令和8年1月19日（月）に申請者全員に発送する。その際、承認者については入札参加資格承認通知書により、不適格者には入札参加資格不承認通知書により通知するものとする。

(2) 入札参加資格を有すると認められなかった者は、その理由について村田町役場財政課に、令和8年1月22日（木）まで書面で問い合わせをすることができる。

6 設計図書等の閲覧

当該工事に係る仕様書、図面、（以下「設計図書等」という。）は、次のとおり閲覧に供するものとする。

(1) 閲覧場所

宮城県村田町役場 本庁舎2階 財政課

(2) 閲覧期間及び時間

令和7年12月19日（金）から令和8年1月15日（木）までの休日等を除く日の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(3) 設計図書等の複写について

閲覧期間中は、設計図書等の貸し出しを行うので、希望者は設計図書等借用書に記名押印し提出の上、概ね半日間を目安に借用し複写等を行うこと。

7 設計図書等に対する質問について

設計図書等について質問がある場合は、閲覧場所に備え付けの質問書（村田町ホームページからも入手可）に記入し紙及び電子データ（CD等）で、村田町役場財政課に提出すること。なお、質問書に対する回答書は、閲覧場所で閲覧に供するとともに、質問者に回答する。

(1) 質問の受付期間及び時間

令和7年12月19日（金）から令和8年1月14日（水）までの休日等を除く日の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(2) 回答書の閲覧期間及び時間

令和8年1月16日（金）から令和8年1月19日（月）までの休日等を除く日の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(3) 回答書の閲覧場所

宮城県村田町役場 本庁舎2階 財政課

8 入札執行の日時及び場所等

(1) 日 時

令和8年1月22日（木）午前9時30分

(2) 場 所

宮城県村田町役場 本庁舎2階 大会議室

(3) 提出書類等

入札参加者は、入札参加資格承認通知書（原本）を当日持参すること。

代理人をもって入札する場合は、必ず委任状を持参のうえ提出すること。

9 入札保証金

免除とする。

10 工事費内訳書の提示について

(1) 初度の入札に際し、入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。

(2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、内容については、数量、単価、金額等を最低限記載すること。

11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格を有しない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに村田町建設工事競争入札等参加心得（平成14年村田町告示第8号）において示した条件等に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格を有する旨を確認された者であっても、入札時点において、2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者のした入札は、無効とする。

12 落札者の決定等

(1) 予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。なお、初度の入札において落札者がいないときは、再度の入札を行う。ただし、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

ただし、最低制限価格より低い価格の入札をした者は、失格とする。

- (2)再度の入札において、落札者が決定しなかった場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき随意契約により契約を締結する場合がある。
- (3)郵送、電報、ファクシミリその他の電気通信による入札は認めない。

### 1.3 契約保証金

契約金額の10分の1以上の金額とする。（詳細は、別冊契約保証に関する説明事項のとおりとする。）

### 1.4 契約の締結

落札者の決定後、この入札に付する工事に係る契約までの間において、当該落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しないことがある。又、5千万円以上の請負契約予定金額の場合は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年村田町条例第22号）の規定により、町議会の議決を経てから契約の効力が生じることとなるので、それまでは仮契約を行うものとする。

### 1.5 配置する技術者の取り扱い

落札者は、3の（1）で提出した配置予定技術者を当該工事に配置すること。  
なお、当該工事が完了するまで、原則として技術者の変更は認めない。

### 1.6 その他

- (1)入札参加者は、入札に当たっては現場説明書等を熟読し、かつ上記事項を遵守しなければならない。
- (2)その他不明の点については、下記に照会のこと。

#### 【 問 合 せ 先 】

村田町役場 財政課

住 所： 宮城県村田町大字村田字迫6番地

電 話： 0224-83-2112（直通）

F A X： 0224-83-5740